

人材紹介に関する個別契約書

(抜粋 / 返戻金制度に関する事項)

第6条（手数料の返還）

- 1 採用者が、退職した又は解雇されたときは、基本契約書第7条(手数料の返還)に基づき、以下の通り、採用者の勤務開始日(令和〇年〇月〇日)からの経過日数に応じて、乙は甲に対して手数料の全額または一部を返還する。

退職した又は解雇の日	返還する金額（別途消費税）
令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 (勤務開始日より1ヶ月未満)	〇〇〇〇〇円 (手数料の100%)
令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 (勤務開始日より1ヶ月以上且つ2ヶ月未満)	〇〇〇〇〇円 (手数料の50%)
令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 (勤務開始日より2ヶ月以上且つ3ヶ月未満)	〇〇〇〇〇円 (手数料の30%)
令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 (勤務開始日より3ヶ月以上且つ4ヶ月未満)	〇〇〇〇〇円 (手数料の15%)

- 2 乙は、前項に基づいて甲に返還すべき金額に消費税を加算した金額を、次項に定める期限(銀行が非営業日の場合は直前の銀行営業日)迄に、甲が指定した銀行口座に振込む。支払いに要する手数料は乙が負担する。
- 3 前項の支払期限は、乙が採用者の退職通知を受けた日の翌月末日とする。
- 4 但し、退職理由が自己都合及び会社に重大な損害を与える懲戒解雇ではない場合、甲、乙により、退職の理由を協議にて明らかにする。協議の結果、退職理由がセクシャルハラスメント・パワーハラスメント、厚生労働省が定めた基準を超える過重労働による健康障害等、就業先企業に原因のある場合、乙による返還義務は発生しないものとする。